

第5章

販売・サービス上の 関連法規

独占禁止法

① 目的、取引方法に関する規制など

必修ポイント① 独占禁止法の目的と主要項目

●独占禁止法(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律)の目的

- ・自由競争市場において「公正かつ自由な競争を推進すること」を目的に定められた法律であり、一般消費者の利益を確保するとともに、市場の健全な発展を促進するのが狙い。

●独占禁止法の3つの柱

- ・3つの柱は「私的独占の禁止」「不当な取引制限の禁止」「不公正な取引方法の禁止」である。

①私的独占の禁止：市場で大きな力を持つ事業者やグループがほかの事業者を支配、排除することで市場を独占しようという行為は禁止されている。例えば、株式保有や取引上優越した地位を利用してほかの事業者を支配したり、ダンピングや取引先を拘束することで新規参入者を排除する行為などがこれに当たる。

②不当な取引制限の禁止：カルテルや入札談合など、競争を人為的に制限する行為は禁止されている。「カルテル行為」とは、同業者が集って価格や販売数量などを共同で取り決め、競争しないことに合意すること。複数の小売業者(販売店)が配送料金や修理料金を話し合いで統一するようなケースもカルテル行為として不当な取引に当たる。また「入札談合」とは公共事業や公共調達の入札に関して、事前に受注事業者や受注額などを決定すること。

③不公正な取引方法の禁止：公正な競争を阻害する恐れがある取引は禁止されている。禁止となる取引の内容は公正取引委員会が告示して指定するが、その指定には、すべての業種に適用される「一般指定」と、特定の事業者や業界を対象とする「特殊指定」がある。なお、「大規模小売業者による納入業者との取引における特定の不公正な取引方法(大規模小売業告示)」(P284参照)は特殊指定である。

必修ポイント② 不公正な取引方法の主な規制

- ・不公正な取引方法として一般指定で挙げられている、課徴金の対象となる行為は次の通り。

①差別対価・取引条件等の差別取り扱い：メーカー（または販売会社）が、合理的な理由がないにもかかわらず、小売店に対して納入価格やそのほか取引条件を不当に差別すること。

- ②**不当廉売**：キズ物や生鮮食品や季節商品でない原価割れ販売のうち、ほかの業者への影響が大きいもの。小売店の場合、継続的に仕入価格を割るような販売価格を設定したために活動が困難になる恐れがある行為がこれに当たる。家電ガイドラインでは、「継続して」は「毎日継続して行われることを必ずしも要しない」とされている。
- ③**非価格制限行為(拘束条件付取引)**：取引において、取引相手の事業活動を拘束する条件を付ける行為。メーカー(または販売会社)が小売店に対し、テリトリ制のように一定のエリアを割り当て、エリア外の販売を制限することなどがこれに当たる。
- ④**不当な抱き合わせ販売**：不当にほかの商品やサービスを一緒に買わせる行為。競争力のある商品に売れない商品をセットにして販売し、単品では買えないようにすること。
- ⑤**再販売価格の拘束**：メーカーが、再販売価格(小売価格)を小売業者に示し、自由な価格設定を行えなくさせること。ただし、音楽CDや雑誌などの著作物は、公正取引委員会(公取委)の指定を受けた商品(指定再販商品)なので適用されない。
- ⑥**ぎまんの顧客誘引・不当顧客誘引**：虚偽または誇大な広告表示によって、顧客を誘引したり過大な景品を付けて商品を販売すること。
- ⑦**優越的地位の濫用**：取引上、優越した地位を利用して、説明のつかない協賛金や店員の派遣を取引先に強要すること。具体例としては大規模小売業者などがその立場を利用して納入業者に不当に「従業員の派遣」「協賛金などの負担」「返品」などを強要することや、小売業者が利益率・利益額が足りないという理由で納入業者に対し追加リベートなどの利益補填を要求することなど。
- ⑧**排他条件付取引**：他のメーカーと取引してはならないと条件を付けて取引を行うなど、競争相手の取引の機会や新規参入を不当に妨げる行為。
- ⑨**共同の取引拒絶**：競争関係にある事業者同士が共謀して、ある事業者に対する取引を拒絶したり、取引する商品の数量を制限するような行為。また、ほかの事業者にそれを強要するような行為。
- ⑩**不当高価購入**：不当に高い対価で商品を購入し、ほかの事業者の事業活動を困難にさせるような行為。
- ⑪**競争者に対する取引妨害**：事業者が、競争者とその取引の相手方との取引について、契約成立の阻止や契約不履行の誘引など、そのほかいかなる方法であるかを問わず、不当に妨害する行為。
- ⑫**競争会社に対する内部干渉**：事業者が競争関係にある会社の株主や役員などに、金銭や地位を与える約束をして方針に反する行動をさせるなど、競争相手の不利益となる行為をするように誘引したり、強制する行為。

省エネ・環境に関する法規

② 省エネ法の基本

必修ポイント① エネルギーの使用の合理化に関する法律(省エネ法)の概要

- エネルギー資源の確保や合理的な使用の推進を目的に制定された法律。省エネ法では、省エネルギー型製品の普及促進を図るため、製造業者や輸入業者に対し、省エネルギー型製品の製造・輸入と、エネルギー消費効率などの表示を義務付けている。さらに、小売業者に向けて、消費者に対して製品の省エネに関する情報を提供する取り組みも規定されている。
- 省エネ法が直接規制する事業分野は、①工場等(工場または事務所その他の事業所)②輸送③住宅・建築物④機械器具(エネルギー消費機器等または熱損失防止建築材)。
- 省エネ法による「エネルギー」は、燃料、熱、電気が対象である。太陽光や風力などの非化石エネルギーや廃棄物からの回収エネルギー等の再生可能エネルギーは含まれない。
- 東日本大震災時に直面した電力需給のひっ迫を受け、住宅・建築や設備機器の省エネ性能を向上させるといった対策の強化が求められた。そこで省エネ法を改正し、電気の需要の平準化の推進やトップランナー制度の建築材料などへの拡大といった内容を盛り込んで、2014年4月に施行した。

● トップランナー制度

- エネルギー消費効率の基準の決定方法で、策定時に最もエネルギー効率の優れた製品を基準値にし、今後想定される技術進歩による改善分を加えて基準値とする方式。それぞれの機器等のエネルギー消費効率について達成目標年度、基準値が設定されている。
- また、この改正で対象となる機器の名称(旧・特定機器)が「特定エネルギー消費機器等」に変更された。
- 自動車や家電製品、ガス石油機器などの省エネ基準には「トップランナー制度」が導入されている。
- 対象となる機器(特定エネルギー消費機器)ごとに、基準エネルギー消費効率と目標年度が定められている。なお、目標年度を過ぎてエネルギー消費効率に大きな変動があった場合のみ、基準エネルギー消費効率も改定される。

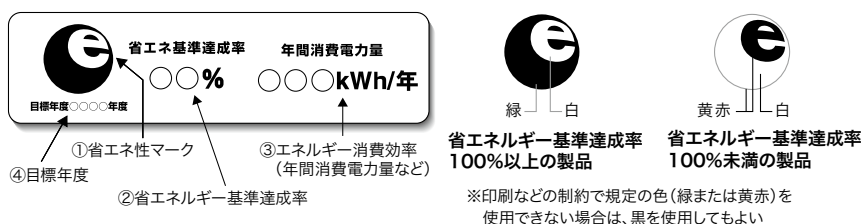
● 特定エネルギー消費機器

- 特定エネルギー消費機器には、エアコン、照明器具(蛍光灯)、テレビ、VTR、冷蔵庫などの家電製品から自動車など家電以外も含まれている。2017年3月にショーケースが追加され29品目となった。

- ・特定熱損失防止建築材料として、建築材料である断熱材、窓サッシや複層ガラスもトップランナー制度に指定された。

必修ポイント② 省エネルギーラベリング制度の基本

- ・トップランナー方式の下、国の定めた基準エネルギー消費効率(目標値)を製品がどの程度達成しているか、製造事業者等がその達成率(%)などをラベルに表示したもの。表示項目には次の4項目があり、日本工業規格(JIS)で規定されている。
 - ①省エネ性マーク：目標値を達成している(達成率100%以上)と緑色(グリーン)のマーク、未達成(100%未満)だと黄赤(オレンジ)のマークを表示。
 - ②省エネルギー基準達成率：目標値に対する達成率(%)。数値が大きいほど省エネ性が高い。
 - ③エネルギー消費効率：製品ごとに定められた測定法で得られた数値で、製品がどの程度電気エネルギーを使用するかを示す。エアコンには「冷暖房平均エネルギー消費効率(単位なし)」、テレビや冷蔵庫には「年間消費電力量(単位：kWh/年)」などを表示する。
 - ④目標年度：省エネ法で製品ごとに定められた目標年度。いつまでに基準を達成するのかを示す。



省エネルギーラベルの見方と省エネ性マーク

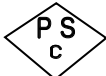
- ・この4つの情報は、カタログや製品本体、包装など見やすいところに表示されている。これらの対象機器は、21品目(下記)ある。

●対象機器(計21品目)

※④は電球蛍光ランプも含む

- | | | | |
|------------|--------|--------------|-----------|
| ①エアコン | ②電気冷蔵庫 | ③電気冷凍庫 | ④蛍光灯器具 |
| ⑤ストーブ | ⑥テレビ | ⑦ガス調理機器 | ⑧ガス温水機器 |
| ⑨石油温水機器 | ⑩電気便座 | ⑪電子計算機(パソコン) | ⑫磁気ディスク装置 |
| ⑬ジャー炊飯器 | ⑭電子レンジ | ⑮DVDレコーダー | ⑯変圧器 |
| ⑰ルーティング機器 | | ⑱スイッチング機器 | ⑲三相誘導電動機 |
| ⑳電球型LEDランプ | | ㉑ヒートポンプ給湯器 | |

一般分類記号	警告図記号例	
 禁止図記号 製品の取り扱いにおいて、その行為を禁止する図記号。	 火気禁止  接触禁止  風呂・シャワー室での使用禁止  分解禁止  水ぬれ禁止  ぬれ手禁止	
 注意図記号 製品の取り扱いにおいて、発火、破裂、高温などに対する注意を喚起するための図記号。	 一般注意 特定しない一般的な注意を示す。	
 指示図記号 製品の取り扱いにおいて、指示に基づく行為を強制するための図記号。	 一般指示 使用者に対し指示に基づく行為を強制する。	
		 発火注意  破裂注意  感電注意  高温注意  回転物注意  指を挟まらないよう注意  電源プラグをコンセントから抜け  必ずアース線を接続せよ ※アース接続の指示記号についてはJIS S 0101で規定されておらず、関連の規格はない

記号	意味
 特別特定製品	消費生活用製品安全法の「特定製品」のうち「特別特定製品」を表す表示。特別特定製品は、乳幼児用ベッド、携帯用レーザー応用装置、浴槽用温水循環器の3品目であったが、2010年12月にライターが加わった。
 特定製品 (特別特定製品以外の特定製品)	消費生活用製品安全法の「特定製品」のうち「特別特定商品以外の特定製品」を表す表示。家庭用の圧力釜および圧力鍋、乗車用ヘルメット、登山用ロープが指定されている。2009年4月には石油給湯機、石油ふるがま、石油ストーブが追加された。
 リサイクル PCリサイクルマーク	2003年10月以降にメーカーから出荷された家庭用のパソコンに貼付されている。 このマークのある家庭用パソコンはリサイクル料金が購入価格に含まれているため、廃棄するときには、リサイクル料金を支払わなくてよい(前払い方式)。
 Ni-Cd スリーアローマーク (リサイクルマーク)	小形二次電池の回収・再資源化が義務付けられており、このマークが付いている電池はリサイクルの対象となる。 左のマークはニカド電池だが、ほかにもニッケル水素電池(Ni-MH)やリチウムイオン電池(Li-ion)などのマークがある。
 お知らせアイコン	家電メーカーのホームページなどにある「重要なお知らせ」や「大切なお知らせ」を示すマーク。このマークが付いているサイトには、製品の事故やこうした事故に伴う点検や修理、回収などの情報、製品の不具合に関する重要な情報(社告)などが掲載されている。
 安全点検マーク	経年劣化に伴う安全点検の必要性を啓発するためのマーク。製品の取扱説明書だけでなく、必要に応じて製品本体やカタログなどに表示される。
 Sマーク	電気用品安全法を補完し、電気製品の安全のため第三者認証機関によって製品試験および工場の品質管理の調査が行われている証のマーク。
 JISマーク	工業標準化法に基づき、国に登録された機関(登録認証機関)から認証を受けた事業者(認証製造業者等)が、認証を受けた証のマーク。認証製造業者等から出荷される個々の製品の品質を保証する第三者認証制度。
 3Rキャンペーンマーク	「リデュース」「リユース」「リサイクル」活動を推進するための3Rキャンペーンマーク。

※表にあるマーク以外にも、PSEマーク(P298)や省エネ性マーク(P306)、J-Mossのマーク(P308)をチェックする。